ハカリ業主ヨリ命セシ置キ用ヲ要シ依テハ方ヘ交代セシメ依リ
双方トモ承諾致セリ
一、從來二交代制ヲ止メ、女性ハ勝手ニ間ヲ置キ一ヶ月間ト
シテ繁務ノ時ハ勝手ニ間ノ承認
二、解雇者ニ対シテハ女性ニ対シテハ二ヶ月分ノ給料ヲ支給スルコト
サルモノニアラサルニ付解雇セシム
三、夜業時間三十分ノ食事時間ヲ与フルコト
四、年二回ノ賞与ハ勤勉ノ程度ニヨリテ与フ
五、傷病ノ場合ハ其ノ期間ノ日給ノ半額ヲ支給スルコト
(四) 大阪府堺市北旅籠町
泉北郡 大阪府泉南郡西信達村字岡田
帝國紡績
一二五〇名（内女八六〇名）

右ノ如ク、
泉南郡佐野町 一五三名（内女八〇名） 依リ本場ニテ賃金方法改正ニ関シ
全工場職工ノ罷業ス一部男工ニ依リ罷業 清水工場
制ナルヲ以テ深夜業廃止ノ為メ一日ハ二交代制ナルヲ以テ工賃ノ減少ヲ来シ
スヘキヲ以テ世間ノ時ニ一方機械ノ運転ヲ減シタルモ
リ増収ノ途ハ他ニ無ク清水ハ二十銭ノ一割ノ値上ヲ要求シタルモ
而シテ期ニ熟セサルト時期ヲ失シ極メテ軽少
等ノ関係ヨリ昔日ノ如キ一般ニ低下シ状態ヲ示シ収入
我カ賃金ニ於テハ十八年前ヨリ賃金二十四銭ノ低収ヲ来シ
不平ノ存スル所、種々ノ手段ヲ講シ
等ノ様ナル遺憾ナル事態ヲ惹起シ
シテ
全部八名ノ職工ハ依メラレ